

## 病床の整備計画の公募について

県では、令和4年1月に千葉県保健医療計画の中間見直しを行いました。

その結果、一般病床及び療養病床にあつては千葉、東葛南部及び東葛北部の二次保健医療圏において、計2,476床の病床の整備が必要となりました。

そこで、病床の整備計画の公募を令和4年6月1日～7月29日まで行ったところ、応募結果は下表のとおりとなりました。

### 1 応募結果

#### 一般病床・療養病床（二次保健医療圏別）

医療圏	配分予定病床数	計画書受付数
千葉	182床	498床（9者）
東葛南部	1,251床	980床（10者）
東葛北部	1,043床	948床（10者）
計	2,476床	2,426床（29者）

※ 上記の配分予定病床数は令和4年4月1日時点の既存病床数と基準病床数を比較し、不足している病床数ですが、実際の病床配分においては、令和4年10月1日時点の配分予定病床数に更新します。

### 2 応募条件

「令和4年度の病床配分について」（千葉県医療審議会病院部会了承済）に沿う病床の整備計画であること。

## 令和4年度の病床配分について

### 【一般病床および療養病床】

- (1) 病床の配分に当たっては、千葉県保健医療計画(令和4年1月改定)における医療提供体制の整備方策との整合性を図る必要がある。
- (2) 具体的には、二次保健医療圏(地域医療構想における構想区域)ごとに不足する病床機能を担う病床であることを原則とし、地元市町村、地区医師会及び地域医療構想調整会議等の意見を考慮し、下記の優先順位により、基準病床数の範囲内で配分を行う。  
ただし、不足する病床機能以外の機能の病床を整備しようとする場合において、書面によりその理由等が明確にされた病床の整備計画については、配分について配慮する。
- (3) 医療法第7条第3項の規定により、知事の許可を受けなければならないとされている有床診療所についても病床配分の対象とする。
- (4) 令和7年12月末までの整備又は着工を条件とする。

### 【優先順位】

千葉県が目指すべき医療提供体制を実現するための施策に沿う次の病床について、優先して配分を行う。

- ア 地域医療構想の各構想区域において不足している医療機能に係る病床 ※
- イ その他、千葉県保健医療計画の実現に向けて必要な病床

※ 病床機能報告結果等による当該区域の機能別病床数と必要病床数を比較して、不足している医療機能にかかる病床のこと。

## 別添一覧表

### 公募対象区域の機能別病床数及び必要病床数

	高度急性期			急性期			回復期			慢性期		
	必要病床数 (床)	病床機能報告 (床)※	差	必要病床数 (床)	病床機能報告 (床)※	差	必要病床数 (床)	病床機能報告 (床)※	差	必要病床数 (床)	病床機能報告 (床)※	差
千葉	1,077	1,019	△ 58	3,028	4,042	1,014	2,520	1,186	△ 1,334	1,859	1,729	△ 130
東葛南部	1,376	1,661	285	4,783	5,900	1,117	4,072	1,844	△ 2,228	2,779	1,899	△ 880
東葛北部	1,386	2,077	691	4,227	4,482	255	3,647	1,241	△ 2,406	2,439	1,879	△ 560
三医療圏計	3,839	4,757	918	12,038	14,424	2,386	10,239	4,271	△ 5,968	7,077	5,507	△ 1,570

※ 令和3年度病床機能報告（確定値：令和3年7月1日現在）

## 令和4年度病床配分に係るスケジュール

- 令和4年1月 千葉県保健医療計画の改定（中間見直し）  
（千葉、東葛南部、東葛北部医療圏について基準  
病床数の見直し）
- 5月 千葉県医療審議会病院部会  
「令和4年度の病床配分にかかる病床数について」  
「令和4年度の病床配分の考え方について」了承
- 6～7月 病床の整備計画の公募
- 9月 事業計画書の応募結果について公表
- 9～10月 応募者へのヒアリング
- 10～11月 地域医療構想調整会議等での応募者による計画説明  
千葉医療圏（10月31日）、東葛南部医療圏（11月1日）、  
東葛北部医療圏（10月21日）
- 12月 千葉県医療審議会総会
- 令和5年1～2月頃 千葉県医療審議会病院部会において審議の上、  
病床配分の決定し、応募者へ通知